

議案第三十三号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第十一条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、同条第二項中「掲げる額」を「定

める額」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)の一部を次のように改正する。

付則第十一項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和五年港区条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第十二項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第十四項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

（説明）

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うため、本案を提出いたします。